

銀行等保有株式取得機構に関する命令 の一部を改正する命令の概要

1. 株式に準ずるもの

銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）の買取対象となる株式に準ずるものとして、専ら法人の自己資本の充実を目的として設立された法人（外国法人を含む。）の持分を規定

2. 発行会社の要件の整理

発行会社（機構の会員と相互に株式を保有する関係にある会社であって銀行等以外のものをいう。以下同じ。）として、以下の株式会社を規定

- ・ 株式の買取りの申込みをした日において、6月間継続して、銀行株（銀行持株会社株及び専ら銀行の自己資本の充実を目的として設立された子会社等株を含む。）を保有している株式会社の発行する株式を当該銀行（銀行持株会社を含む。）が保有している場合における当該株式会社
- ・ 株式の買取りの申込みをした日において、6月間継続して、銀行株（銀行持株会社株及び専ら銀行の自己資本の充実を目的として設立された子会社等株を含む。）を保有している株式会社の親会社が発行する株式を当該銀行（銀行持株会社を含む。）が保有している場合における当該株式会社
- ・ 株式の買取りの申込みをした日において、6月間継続して、銀行株（銀行持株会社株及び専ら銀行の自己資本の充実を目的として設立された子会社等株を含む。）を保有している株式会社の専ら自己資本の充実を目的として設立された子会社等が発行する株式を当該銀行（銀行持株会社を含む。）が保有している場合における当該株式会社

3. 優先株式の買取要件

優先株式の買取要件として、以下の要件を規定

- ・ 会員又は発行会社が6月間継続して保有していること。
- ・ 優先株式の発行体に一定以上の格付等が付されていること。
- ・ 転換権付優先株式にあつては、転換権の機構による行使が遅くとも平成29年3月31日までに可能となるものであること。
- ・ コールオプション付優先株式にあつては、コールオプションの発行体による行使が遅くとも平成32年3月31日までに可能となるものであること。

4. 優先出資の買取要件

優先出資（専ら上場会社（銀行等を含む。）の自己資本の充実を目的として設立された法人が発行する優先株式をいう。以下同じ。）の買取要件を規定

- ・ 会員又は発行会社が6月間継続して保有していること。
- ・ 優先出資を発行している特別目的法人により自己資本の充実の目的とされた親会社等に一定以上の格付等が付されていること。
- ・ 上場親会社株への転換権付優先出資又はコールオプション付優先出資であること。
- ・ 転換権付優先出資にあつては、転換権の機構による行使が遅くとも平成29年3月31日までに可能となるものであること。
- ・ コールオプション付優先出資にあつては、コールオプションの特別目的法人による行使が遅くとも平成32年3月31日までに可能となるものであること。

5. E T F（受益権）の買取要件

E T Fの買取要件として、以下の要件を規定

- ・ E T Fの投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を株価指数等の変動率に一致させることを目的として運用されているものであること。
- ・ 会員が6月間継続して保有していること。

6. J-R E I T（投資口）の買取要件

J-R E I Tの買取要件として、以下の要件を規定

- ・ J-R E I Tを発行している者に一定以上の格付等が付されていること。
- ・ 会員が6月間継続して保有していること。
- ・ J-R E I Tを発行している者が、その規約において、主として国内にある不動産を資産運用の対象とすることを定めていること。

7. その他

所要の規定の整備を行う。